

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】	3
◇ 告 示	
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】	4
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	7
○ 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課】	8

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

警防部指令課について、規定の整備を行うことにしました。

この規則は、平成30年8月28日から施行することにしました。

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第52号

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

北九州市消防局組織規則（昭和61年北九州市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条警防部の項に次のように加える。

指令課

指令第一係

指令第二係

指令第三係

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 372 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 30 年 8 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎三丁目 9 番 24 号  
株式会社新菱  
代表取締役 江藤俊郎

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
株式会社新菱

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	63号ホ 廃ガス洗浄施設
名称	D-604-1
能力	6,000Nm <sup>3</sup> /h

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

汚水量 ( $m^3$ /日)	通常 0.06 最大 0.1
水素イオン濃度	7~10.5
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 10 最大 40
浮遊物質量 ( $mg/l$ )	通常 10 最大 40
窒素含有量 ( $mg/l$ )	通常 10 最大 40
りん 燐含有量 ( $mg/l$ )	通常 1 最大 1
ふっ素及びその化合物 ( $mg/l$ )	通常 70 最大 200

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水は、産業廃棄物として外部で処理する。

(6) 排水に関する事項

排水口名、排水量及び汚染の状態

排水口名		No. 5 排水口	
		設置前	設置後
排水水の量 ( $m^3$ /日)	通常 最大	920 920	同左
水素イオン濃度	通常 最大	7 5~9	同左
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 最大	20.9 29.7	同左
浮遊物質量 ( $mg/l$ )	通常 最大	25.3 34.6	同左
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 ( $mg/l$ )	通常 最大	1未満 1	同左

窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	27.5 34.4	同左
<sup>りん</sup> 磷含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	1.3 1.3	同左

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成30年8月28日から同年9月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

### (2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

## 3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成30年9月18日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年8月28日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区則松東一丁目450番1、450番5、450番6、451番1、451番10、451番12及び451番13並びに則松五丁目445番4	北九州市八幡西区大字則松384番地 村上恒太郎
北九州市小倉南区大字朽網1662番及び1663番	北九州市小倉南区大字朽網1661番地2 村田猛史

北九州市公告第588号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件  
別表のとおり
- 2 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課
  - (2) 期間 この公告の日（以下「公告日」という。）から平成30年1月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 入札条件を示す場所及び期間
  - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課
  - (2) 期間 公告日から平成30年1月9日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 入札に参加するための要件
  - (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
  - (2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。
    - ア 役員一覧
    - イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。）
    - ウ 会社等の定款
    - エ 会社等の概要
    - オ 過去3年分の決算報告書
    - カ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）
    - キ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書（発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）



- ク 印鑑証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）
  - ケ 事業実績に関する調書
  - コ 土地利用提案書
- 5 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間
- (1) 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課
  - (2) 期間 平成 30 年 10 月 4 日及び同月 5 日のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時まで
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 入札日時 別表のとおり
  - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
  - (3) 入札及び開札の場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市役所本庁舎 7 階会議室
- 7 入札保証金
- (1) 5 万円
  - (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。
- 8 入札に参加できる者の資格
- (1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。
  - (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
    - ア 北九州市が行う市有地売却に関し、(ア) から (オ) までの事実があった後 2 年を経過していない者
      - (ア) 入札を取り消されたことがある者
      - (イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者
      - (ウ) 申込みを取り消されたことがある者
      - (エ) 当選者又は補欠者として資格を取り消されたことがある者
      - (オ) 前回の市有地売却以前の落札者又は当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）で契約の締結又は代金の納入に至らなかった者
    - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定又は契約規則第 2 条の規定に該当する者
    - ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者
    - エ 過去 3 年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
    - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7

7号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者

(ア) 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 次のいずれかに該当する者

a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

## 9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

## 11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課

電話 093-582-2905

別表

番号	売 り 払 う 物 件				入札日時
	所 在 地	地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
1	若松区ひびきの北 2 番 103 のうち及び 2 番 213 のうち	宅地	1,300.02	25,350,390	平成 3 0 年 1 1 月 9 日 (金) 午前 1 0 時
2	若松区ひびきの北 2 番 101 のうち、2 番 102 のうち、2 番 103 のうち及び 2 番 213 のうち	宅地	5,400.32	253,815,040	平成 3 0 年 1 1 月 9 日 (金) 午前 1 0 時 3 0 分
3	若松区ひびきの北 2 番 213 のうち	宅地	1,000.03	42,801,284	平成 3 0 年 1 1 月 9 日 (金) 午前 1 1 時
4	若松区ひびきの北 2 番 101 のうち、2 番 102 のうち及び 2 番 103 のうち	宅地	2,750.92	160,103,544	平成 3 0 年 1 1 月 9 日 (金) 午前 1 1 時 3 0 分